

大分市脱炭素先行地域再エネ設備等導入費補助金（一般住宅・民間施設） Q&A

項番	大項目	中項目・テーマ	質問（Q）	回答（A）
1	1. 対象地域・申請条件	対象地域の確認	どの地域の住人や事業者が対象になりますか？	大分市の「脱炭素先行地域（大南エリア）」である戸次本町、嶺、利光、大塔、影ノ木、上り尾、川原、岩上、花香、舟戸、伊与床の11地区が対象です。対象地域外の住宅や事業所は申請できません。
2	1. 対象地域・申請条件	個人の申請条件	一般住宅で補助金を受けるための基本的な条件は何ですか？	対象地域に住民票があり実際に居住していること、大分市の市税に滞納がないこと、導入後に対象住宅の電気を「再エネ100%電力」に切り替えること等の要件を満たす必要があります。
3	1. 対象地域・申請条件	事業者の申請条件	事業者（法人・個人事業主）も補助対象になりますか？	対象地域内に本社、事業所、店舗、工場、事務所等を有していれば対象となります。市税の滞納がないこと等の要件は個人と同様です。
4	1. 対象地域・申請条件	申請の回数制限（省エネ設備）	エアコンやLED照明などの省エネ設備は、何回でも補助を受けられますか？	いいえ。再エネ設備（太陽光・蓄電池）を除き、エアコン、LED、給湯器、高機能換気設備などは、1世帯（1事業者）につき1回限りの申請となります。
5	1. 対象地域・申請条件	申請の回数制限（再エネ設備）	太陽光発電や蓄電池は、過去に補助を受けていても再度申請できますか？	太陽光発電設備と蓄電池については、同年度内の重複はできませんが、年度が変われば再度申請することが可能です。ただし、「一般住宅であれば、発電電力の30%以上を自ら消費すること。」「民間施設であれば、発電電力の30%以上を自ら消費すること。また、自家消費をする電力量を含めて50%以上を脱炭素先行地域内で消費すること。」などの要件を満たす必要があります。
6	2. 再エネ電力100%化のルール	再エネ100%電力とは	「再エネ100%電力への切り替え」とは何をする必要がありますか？	補助対象設備を設置した建物で使う電気を、小売電気事業者が提供する「再生可能エネルギー100%の電力プラン」へ契約変更する必要があります。補助対象設備の稼働までに契約変更の手続きを行ってください。実績報告時に契約書等を提出することになります。
7	2. 再エネ電力100%化のルール	契約の継続期間	再エネ100%電力プランは、いつまで継続しなければなりませんか？	今回の事業趣旨としては、CO2排出の実質ゼロを目的としているため、導入した各設備の処分制限期間までは再エネ電力のプランを継続いただきたいのですが、少なくとも令和12年度＝2030年度までの5年間は、環境省への実績値の報告のため、再エネ100%電力プランを継続していただく必要があります。
8	2. 再エネ電力100%化のルール	切替手続きのタイミング	再エネ電力への切替手続きはいつ行えばよいですか？	工事完了後の「実績報告書」を提出する時まで、切替手続きを完了（または契約完了が証明できる書類を取得）させておく必要があります。
9	3. 手続きの流れ・事前着工の禁止	一番重要な注意点	手続きを進めるうえで、特に注意すべきことは何ですか？	「必ず市の交付決定通知を受けてから、契約・発注・工事着工・支払いを行うこと」です。交付決定前に契約や着工をしてしまうと、補助対象外になります。
10	3. 手続きの流れ・事前着工の禁止	全体の申請手順	申請から補助金受領までの大まかな流れを教えてください。	①2社見積取得・申請書提出 → ②市の審査・交付決定 → ③発注・契約・工事着工・工事完了・支払い → ④実績報告書提出 → ⑤市の額確定 → ⑥請求書提出 → ⑦市が補助金振込 の手順となります。
11	3. 手続きの流れ・事前着工の禁止	着工前の準備（見積取得）	工事の見積もりを取る段階で、契約や手付金の支払いをしてもいいですか？	いいえ。見積書の取得や打ち合わせは交付決定前で構いませんが、正式な契約締結や手付金・着工金の支払いは、必ず交付決定通知が手元に届いた後に行ってください。
12	3. 手続きの流れ・事前着工の禁止	実績報告の提出期限	工事が完了したら、いつまでに実績報告を出せばいいですか？	工事完了の日から30日以内、または申請した年度の2月末日（令和8年度は令和9年2月26日）のいずれか早い日までに「実績報告書」と必要書類を提出してください。
13	3. 手続きの流れ・事前着工の禁止	代理受領制度	初期費用（持ち出し）を減らすための「代理受領制度」とは何ですか？	申請者が補助金の受領権限を設置業者に委任することで、申請者は工事費から補助金額を引いた「自己負担額のみ」を業者に支払えばよくなる制度です。設置業者に事前の許可を得ていただく必要があります。
14	4. 補助額・対象経費・見積もり	補助率と上限額	補助金はいくら出ますか？（補助率と上限）	対象経費（税抜き）の「3分の2」が補助されます。上限額は設備ごとに決まっており、例えば一般住宅の太陽光は100万円、蓄電池は140万円、エアコンは30万円などです。
15	4. 補助額・対象経費・見積もり	消費税の扱い	見積書や請求書の「消費税」は補助対象に含まれますか？	消費税および地方消費税は補助対象外（除外）です。対象経費の税抜き金額の3分の2を計算して申請してください。
16	4. 補助額・対象経費・見積もり	見積書の記載ルール	設置業者からもらう見積書で注意する点がありますか？	製品の「メーカー名・型番・単価・数量」および「工事費の内訳（材料費・労務費等）」が明確に書かれた明細見積が必要です。「工事一式〇〇円」のような表記は認められません。また、原則2社からの見積もりが必要です。
17	4. 補助額・対象経費・見積もり	見積書のルール	同じ家電量販店の違う店舗から見積もりをもらう場合も2社という認識で良いですか？	同じ家電量販店の違う店舗の見積もりでは金額の妥当性を判断することができませんので、別資本の他社から見積書を徴収してください。取扱店舗が限られる製品を購入希望する場合は、事前にご相談ください。
18	4. 補助額・対象経費・見積もり	実績報告の金額	交付決定があり、施工する際に当初予定していなかった部品が必要となり、事業費が変わりそうです。どのようにしたら良いですか？	補助対象経費が変更となる場合は事業計画の変更の届け出が必要となりますので、「変更承認申請書（様式第4号）」と変更内容が分かる書類を添えて提出してください。補助対象外経費が変更となる場合は「軽微な変更届（様式第5号）」を提出してください。
19	4. 補助額・対象経費・見積もり	中古品	中古品は対象になりますか？	対象になりません。商用化された「新品（未使用品）」に限ります。
20	4. 補助額・対象経費・見積もり	他の補助金との併用	国の「子育てエコホーム」や他の自治体補助金と併用できますか？	同一の設備に対して、重複して他の国・県・市の補助金や交付金を受けることはできません（併用不可）。
21	5. 各設備の基本要件	太陽光：自家消費率	太陽光発電を設置する場合のルールはありますか？	「一般住宅であれば、発電電力の30%以上を自ら消費すること。」「民間施設であれば、発電電力の30%以上を自ら消費すること。また、自家消費をする電力量を含めて50%以上を脱炭素先行地域内で消費すること。」の要件があります。また、FIT/FIP制度による売電はできません。
22	5. 各設備の基本要件	太陽光：モニター等の設置	太陽光発電を導入する際、発電量を調べるモニターなどの設置は要りますか？	自家消費率が達成されているか確認するため、発電量や電力使用量を計測・管理できるモニター等の機器設置が必要です。
23	5. 各設備の基本要件	蓄電池：利用方法	蓄電池はどのようなものでも対象になりますか？	平時に太陽光などで作った電気を蓄えて繰り返し使う「定置用」の蓄電池が対象です。停電時専用の非常用予備電源としてしか使えないものは対象外です。また、環境共創イニシアチブ（ https://zehweb.jp/registration/battery/?utm_source=chatgpt.com ）のサイトにある「令和8年度の登録済製品一覧」に記載のある製品を参考にご覧ください。
24	5. 各設備の基本要件	エアコン：対象製品	エアコン（高効率空調）は、どんな製品でも補助対象になりますか？	一般住宅は「従来機器に対して省CO2効果が得られるもの」、民間施設は「30%以上の省CO2効果が得られるもの」が対象です。購入前に性能基準を満たすか確認が必要です。
25	5. 各設備の基本要件	LED照明：調光機能	蛍光灯や古いLEDから新しいLED照明に替えるだけで補助対象になりますか？	単なる交換は対象外です。「スケジュール制御」「明るさセンサー」「人感センサー」などの自動調光制御機能がついたLED器具が対象となります。

26	5. 各設備の基本要件	給湯器：対象製品	給湯器（高効率給湯器）はどのような種類が対象ですか？	ヒートポンプ式（エコキュート等）で、一般住宅は「従来機器に対して省CO2効果が得られるもの」、民間施設は「30%以上の省CO2効果が得られるもの」が対象です。ガス・灯油を燃料とする給湯器は対象外です。
27	5. 各設備の基本要件	高機能換気設備	換気設備（高機能換気）の対象要件は何ですか？※民間施設のみ	平時に活用するものであり、全熱交換器（JIS B 8628適合）で、必要換気量（一人当たり毎時30m3以上）および熱交換率（40%以上）の基準を満たす設備が対象です。一般住宅は対象ではありません。
28	6. 設置後のルール・耐用年数	法定耐用年数（処分制限）	補助金で設置した設備は、何年間維持（保有）する必要がありますか？	法定耐用年数（処分制限期間）が定められています。太陽光：17年、蓄電池：6年、エアコン：6年、LED照明：15年、給湯器：6年、高機能換気：15年です。
29	6. 設置後のルール・耐用年数	勝手な処分・売却の禁止	耐用年数の期間中に、設備を勝手に処分したり売ったりしてもいいですか？	禁止されています。市の事前承認を受けずに勝手に取り壊し、売却、譲渡、廃棄などを行った場合、交付された補助金の返還を求められることがあります。
30	6. 設置後のルール・耐用年数	故障や引越しの対応	耐用年数期間中に故障して動かなくなったり、引越しすることになったら？	故障や解体・引越し等で維持できなくなった場合は、処分する前に必ず大分市へ連絡・事前相談を行ってください。状況に応じて手続きが必要です。
31	6. 設置後のルール・耐用年数	稼働状況アンケート協力	設備を設置したあと、市や環境省への報告などは発生しますか？	はい。耐用年数が終了するまでの間、市が実施する設備稼働状況（発電量や電気使用量など）に関するアンケート調査等への協力義務があります。
32	6. 設置後のルール・耐用年数	通信機器のセキュリティ	太陽光、パソコン、蓄電池などで、インターネット通信を用いる製品を導入する際の注意点は？	通信を行う設備を導入する場合、IPA（情報処理推進機構）のセキュリティ適合ラベル（JC-STAR★1以上）を取得した製品を使用することが原則義務付けられています。